氷見市定住マイホーム取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号) 第22条の規定に基づき、氷見市定住マイホーム取得支援補助金(以下「補助金」 という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 転 入 者 氷見市内に転入した日以後2年を経過していない者であって、 当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者
 - (2) 三世代同居 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
 - (3) 三世代近居 三世代以上の直系親族が、同一の旧小学校区(別表1のとおり) 又は直線距離で2km以内に居住している状態をいう。
 - (4) 子育て世帯 高校3年生相当年齢(18歳に達した日以後の最初の3月3 1日まで)以下の世帯員が1人以上いる世帯
 - (5) 新婚世帯 婚姻をした日から1年を経過していない夫婦がいる世帯
 - (6) 医療介護保育人材 申請日において看護師、介護職又は保育士として、市内の事 業所に従事する者及び従事することが決まっている者
 - (7) 居住誘導区域内 市街地の中で氷見市が指定する地域

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内に居住する者及び市外からの転入者の住宅取得を支援し、さらには、三世代同居又は三世代近居を促進し、子育て環境の充実、コミュニティの維持及び定住人口の増加を図るため、市内において自ら居住するための住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する 者とする。
 - (1) 住宅の所有者(共有に係る住宅にあっては、持分が4分の1以上の所有者 (当該住宅に居住する者に持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、当 該住宅に居住する者の中で最も大きい持分を持つ者)。ただし、生計を一に する者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。)
 - (2) 住宅の取得した日(登記簿において当該取得した登記原因の日付欄に記録されている日をいう。以下同じ。)から1年以内に住宅に居住している者
 - (3) 同一の世帯を構成する世帯員が市税を滞納していないこと。

(補助金の金額等)

第5条 補助金の金額・限度額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類 を添えて、住宅の取得の日から1年以内に市長に提出するものとする。
 - (1) 対象住宅の登記事項証明書
 - (2) 住宅の新築又は取得費用の支払いを証する書類
 - (3) 対象住宅の間取りが分かる書類
 - (4) 申請者と同一の世帯を構成する世帯員の税の滞納がないことを証明する書類
 - (5) 別表 2 に掲げる加算要件に該当して補助金を受けようとする者にあっては、 その要件を満たすことを証するもの
 - (6) 個人情報の取扱いに関する同意書
 - (7) 氷見市定住マイホーム取得支援補助金申請に関する誓約書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

- 第7条 補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると 認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。
 - (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金の交付を受けた者が、住宅の取得の日から3年以内に転出又は転居したとき

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行われた住宅の取得 について適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに 行われた住宅取得については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 令和2年3月31日以前に住宅を取得した場合は従前のとおりとする。

附則

この要綱は、平成30年2月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に行われた住宅の取得に ついて適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に住宅を取得した場合は、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行われた住宅の取得に ついて適用する。
- 2 令和6年3月31日以前に住宅を取得した場合は、従前のとおりとする。
- 3 第2条の規定に関わらず、転入した日が令和4年1月2日から令和8年3月31日まで及び婚姻をした日が令和5年1月2日から令和8年3月31日までの場合においては、当該住宅を取得する期日を令和9年3月31日までとして取り扱うものとする。

別表 1 旧小学校区一覧

1 朝日	丘								
岩上	村上	上伊勢	中伊勢	下伊勢	高砂町	地蔵町	御座町	南上	南中
南下	仕 切	川原	朝日南部	朝日北部	田町	七軒	松田江町		
2 東									
湊	中町	浜 町	新町	今 町	本 川	入船町	向 島	加納町	池田町
北加納	諏訪野	宗源寺							
3 加 ;	納								
大野新	沖 布	鞍川裏出	鞍川表出	有磯	谷 内	中程	浦出		
4 稲 積									
新 道	間島	上稲積	下稲積						
5 窪									
窪	柳田	園							
6 宮 田									
島尾	宮 田	上泉	下田子	上田子	小 竹	泉の杜			
7 +=1	町								
上十二町	下十二町	万尾	川 尻	海津	下久津呂	上久津呂	栗原	中谷内	西朴木
8 布 勢									
布 施	深原	城飯久保	寺飯久保	飯久保新町	上矢田部	下矢田部	三田窪		
9 神 代									
大 浦	大浦団地	堀田	神代	蒲田	矢 方				
10 仏生寺									
惣 領	鞍骨	鉾 根	寺 中	大 窪	脇之谷内	大覚口	上中	吉 池	上 原
細 越									
11 上 庄									
大 野	泉	中尾	上 田	柿谷	七分一	中村			

12 熊	無								
谷 屋	新保	論 田	熊 無						
13 速	Л								
小窪	田江	早借	小久米	日詰	日名田	三尾	床鍋	葛 葉	
14 久	目								
久目子浦	久目出	久目諏訪	久目朴木 ・山木	触坂田山	触坂河原	触坂清水	触坂広瀬	桑院	赤毛
土倉	坪 池	棚 懸	一の島	上岩瀬	下岩瀬	老谷	見内		
15 余	JII	Γ	Γ	Γ	Ī	Ī	Γ	Γ	,
余川									
16 碁	石								
上余川	寺 尾	懸札	吉懸	一刎上	一刎中	一刎下	味 川		
17 八	代								
吉 滝	磯辺	針 木	城 戸	中田浦	村 木	小 滝	国 見	胡桃	
18 阿	尾								
阿尾	指崎	森寺	北八代						
_19 薮	田								
薮 田	小 杉	泊							
20 宇	波								
宇波	脇方	小境	大 境	自 川	下戸津宮	上戸津宮	大 窪		
21 女	良								
姿	中 田	中波	平の山	脇	長 坂	平 沢	吉 岡	平	

別表 2 補助金の金額

区分	転入者	市内居住者
子育て世帯(a)又は新婚世帯(b)である 者	100万円	20万円
医療介護保育人材である者 (c)		
上記(a)~(c)以外の者	50万円	_
居住誘導区域内で住宅を取得した者	10万円	10万円
取得した住宅で三世代同居をする者 (取得した住宅で三世代近居をする者)	30万円 (10万円)	30万円 (10万円)
交付限度額 (新築又は新築取得費用の10分の1以内、中古住 宅 <u>(当該住宅の土地を含む)</u> 取得費用の2分の1以 内)	140万円	60万円